



応援派遣に係る水道施設等の応急措置の協力に関する協定

東京都（以下「甲」という。）と協同組合東京都水道請負工事連絡会（以下「乙」という。）とは、甲が行う水道事業の給水区域外における配水管及び給水装置（以下「水道施設等」という。）の応急措置業務に対する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、甲が行う水道事業の給水区域外で災害が発生し、（公社）日本水道協会等を通じて被災水道事業体からの応援要請が甲へあった場合において、乙の協力が必要であると判断したときは、乙に対して水道施設等の応急措置の協力の要請（以下「協力要請」という。）をすることができる。この場合において、乙は、甲に協力するとともに、乙の組合員をして甲に協力させるものとする。

（業務等の実施）

第2条 乙が甲の協力要請により、甲が行う水道事業の給水区域外で水道施設等の応急措置を実施するときは、乙は甲の指示に基づき、乙の組合員に指示するものとする。

（体制の連絡）

第3条 甲は、災害派遣に備える事業所の当番表その他協力要請への対応に必要な情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、甲の協力要請に対し、迅速に対応するため、緊急連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく甲の指示による水道施設等の応急措置の費用は、甲が負担する。

（実施細目）

第5条 この協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙が協議して実施細目を定めるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(適用期間)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、
甲乙いずれかの終了の意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後、この例による。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年3月10日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

代表者 公営企業管理者

東京都水道局長 醍醐 勇司



乙 東京都中央区東日本橋三丁目2番4号

協同組合東京都水道請負工事連絡会

理事長 貝澤 二郎

